

種別	告示	出所	財務省	文書番号	第83号	文書日付	R02.03.31
輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（財務省告示第83号）							

輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件

(財務省告示第83号・R02.03.31)

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和二年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 目 鑑 定				名 目 鑑 定			
輸出統計品目表				輸出統計品目表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
輸 入 統 計 品 目 表				輸 入 統 計 品 目 表			
[略]				[同左]			
統 計 番 号	品 名	単 位		統 計 番 号	品 名	単 位	
		I	II			I	II
[略]				[同左]			
29.01	[略]			29.01	[同左]		
29.05	[略]			29.05	[同左]		
29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体			29.06	環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		
	一飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体				一飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体		
2906.11	000	000	KG	2906.11	000	000	KG
2906.12	000	000	KG	2906.12	000	000	KG
2906.13	000	000	KG	2906.13	000	000	KG
2906.19	000	000	KG	2906.19	000	000	KG
	100	100	KG		100	100	KG
	200	200	KG		200	200	KG
	900	900	KG		900	900	KG
2906.21	[略]			2906.21	[同左]		
2906.29	[略]			2906.29	[同左]		

29.07	?	[略]		29.07	?	[同左]	
29.32				29.32			
29.33		複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）		29.33		複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）	
		[略]				[同左]	
2933.11				2933.11			
?		[略]		?		[同左]	
2933.29		一非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物		2933.29		一非縮合ピリジン環（水素添加してあるかないかを問わない。）を有する化合物	
2933.31				2933.31			
?		[略]		?		[同左]	
2933.33				2933.33			
2933.39		一その他のもの		2933.39		一その他のもの	
	110	一ニピコリン及びO、O-ジエチル-O-（3，5，6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）	KG		110	一ニピコリン及びO、O-ジエチル-O-（3，5，6-トリクロロ-2-ピリジル）ホスホロチオエート（クロルピリホス）	KG
	120	一ニ1，1，3，5-テトラメチルピペリジン-1-イウムヒドロキシド	KG		220	一その他のもの	KG
	220	一その他のもの	KG				
		[略]				[同左]	
2933.41				2933.41			
?		[略]		?		[同左]	
2933.99				2933.99			
29.34				29.34			
?		[略]		?		[同左]	
29.42				29.42			
		[略]				[同左]	
36.01		[略]		36.01		[同左]	
36.02		[略]		36.02		[同左]	
36.03				36.03			
3603.00		導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管		3603.00		導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管	
	300	一イグナイター（政令で定める自動車の部分品の製造に使用するものに			100	一電気により点火し、外部のガス発生剤に着火する構造の点火具のうち	
		限る。）					
	200	一その他のもの	KG		200	一電極を含めた長さが1.4センチメートル以上2.6センチメートル以下のもので、点火部の直径が0.7センチメートル以上1.2センチメートル以下のもの（点火部が複数あるものを含む。）	KG
36.04				36.04			
?		[略]		?		[同左]	
36.06				36.06			
		[略]				[同左]	
		[略]				[同左]	
38.01				38.01			
?		[略]		?		[同左]	
38.16				38.16			
38.17				38.17			
3817.00		混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）		3817.00	000	混合アルキルベンゼン及び混合アルキルナフタレン（第27.07項又は第29.02項のものを除く。）	KG
	100	一混合アルキルベンゼン	KG				
	200	一混合アルキルナフタレン	KG				
38.18				38.18			
?		[略]		?		[同左]	
38.26				38.26			
		[略]				[同左]	
58.01				58.01			
?		[略]		?		[同左]	
58.03				58.03			
58.04		チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）		58.04		チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、第60.02項から第60.06項までの編物を除く。）	
5804.10		[略]		5804.10		[同左]	
		一機械製のレース				一機械製のレース	
5804.21		一人造繊維製のもの		5804.21		一人造繊維製のもの	
	010	一ニニブラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	KG		010	一ニニブラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの	KG
		一その他のもの				一その他のもの	

	-----合成繊維製のもの			021	-----合成繊維製のもの		
	022	-----リバーレース	KG				KG
	023	-----その他のもの	KG				
	029	-----その他のもの	KG	029	-----その他のもの		KG
5804.29		[略]		5804.29	[同左]		
5804.30		[略]		5804.30	[同左]		
58.05				58.05			
∟		[略]		∟	[同左]		
58.11				58.11			
[略]				[同左]			